

改良土製造工場の登録（更新）申請書類（各 1 部提出）

- (1) 登録申請願（様式 - 1）または、登録更新申請願（様式 - 2）
- (2) 規格を満足することが証明できる試験証明書（登録予定日から遡って 1 年以内のもの）
  - ・土の粒度試験
  - ・土の最大粒径
  - ・塑性指数
  - ・修正CBR試験
- (3) 規格を満足することが証明できる試験証明書（工場検査時に採取したサンプルで行ったもの）
  - ・土壌の環境基準試験
    - 土壌の汚染に係る環境基準による土壌溶出量試験
    - 土壌汚染対策法施行規則による環境基準試験
- (4) 改良土の品質特性、採用実績、需要等に関する実態調査票（様式 - 5）
- (5) 製造設備機器及び製造機器配置図
- (6) 製造工程図
- (7) 工場写真
  - 改良土製造工場の製造設備機器及び製造工程写真
- (8) 会社概要
- (9) 見積書（10t車・運搬距離10km・現場持込の場合で、昼間・夜間それぞれ）
- (10) 誓約書（様式 - 6）
- (11) その他技術資料（必要な場合）
- (12) 水道局庁舎から検査場所までの交通機関説明書及び最寄りの駅から検査場所までの詳細位置図  
当局が求めた場合のみ

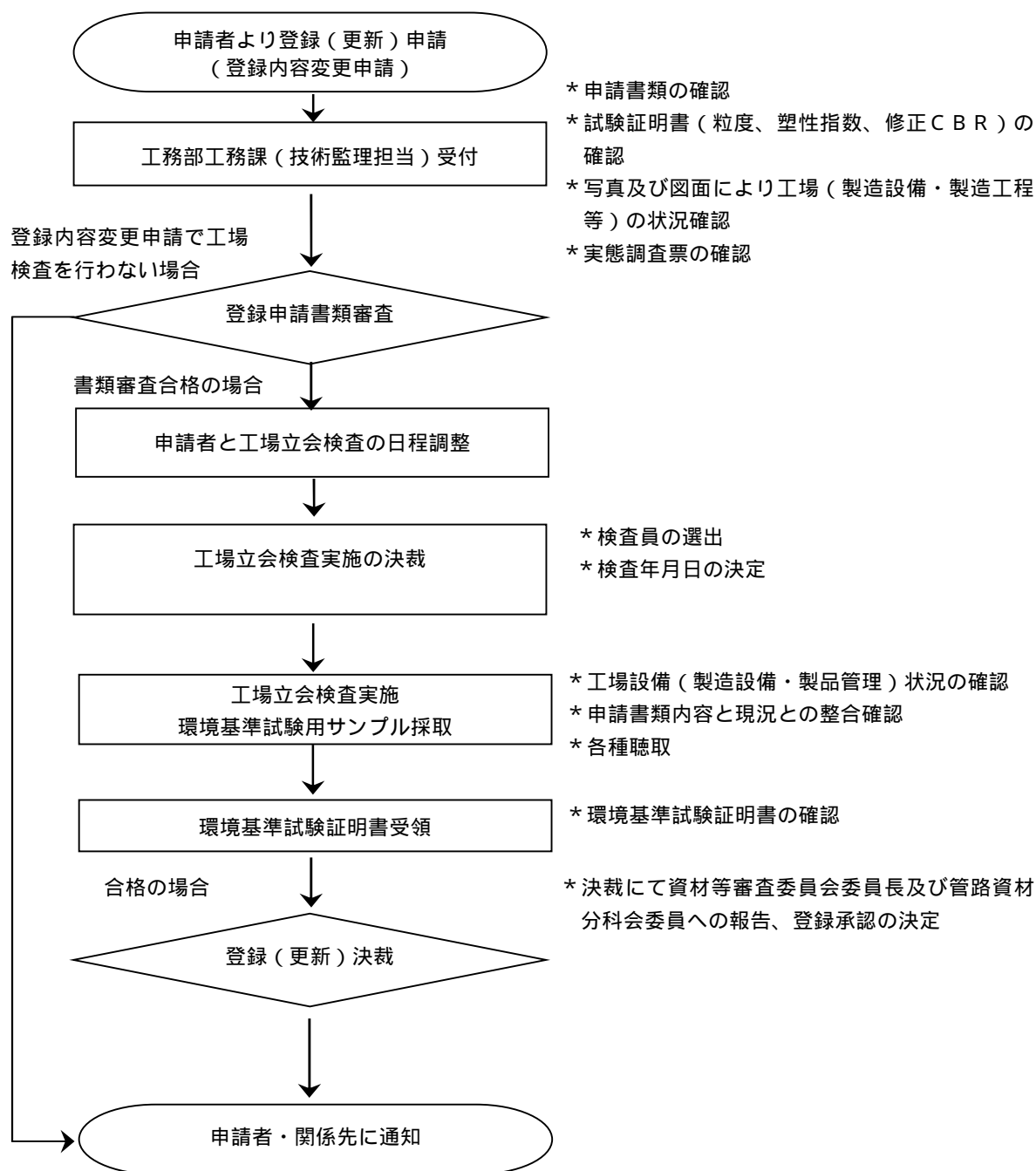
(3) の試験証明書の提出は、工場検査後とする。

申請書類の内、（ 8 ）会社概要は、登録更新申請時は提出不要。

登録更新申請の際、前回更新時から製造設備、製造工程等に変更が無い場合は、（ 5 ）製造設備機器及び製造機器配置図、（ 6 ）製造工程図、（ 7 ）工場写真の提出を省略することができる。

登録更新申請時に限り、申請書類提出の時点で（ 2 ）に掲げる各種試験証明書が得られていない場合は、各種試験証明書の提出を登録更新予定日の 30 日前まで猶予できる。

改良土製造工場の登録（更新）の手続き



## 改良土の登録（更新）基準

1. 各種試験合格証明書により、改良土の規格について、以下の各項目を満足することが確認できること。

(1) 土の粒度試験 (JIS A1204)

19mm ふるい通過質量	425 μ m ふるい通過質量	75 μ m ふるい通過質量
90 ~ 100%	10 ~ 90%	0 ~ 25%

(2) 最大粒径 25mm以下

26.5 mmふるい通過質量が 100%であれば、最大粒径 26.5 mmの判定であっても、本基準に適合していると見なす。

(3) 塑性指数 (I<sub>p</sub>) (JIS A 1205)

425 μ mふるい通過分について10%以下

(4) 修正CBR試験 (JIS A1211) 30%以上

(5) 土壌の環境基準試験 (土壌溶出量、土壌含有量)

環境基準試験 (項目・方法) 表 - 1、表 - 2 の試験項目の試験成績が基準値以下とする。

1) 土壌溶出量試験 (表 - 1)

・土壌の汚染に係る環境基準による。

2) 環境基準試験 (表 - 2)

・土壌汚染対策法施行規則による。

2. 項目 1 (5) で定める土壌の環境基準試験が、都道府県に計量証明事業所として登録済みである機関によって登録予定日 (登録更新予定日) からさかのぼって 1 年以内に行われていること。また、当該試験の試料について、当局検査員立会のもと、登録 (更新) 申請を行う製造工場から採取されていること。

3. 項目 1 (1) から (4) で定める各種試験は、申請を行う製造工場から採取された試料でかつ、登録予定日 (登録更新予定日) からさかのぼって 1 年以内に、実施されていること。

4. 登録 (更新) 申請書類により、改良土の製造が計画的かつ定期的に行われていることが確認できること。

5. 建設発生土の受け入れ体制が整っていること。

6. 製造設備及び改良土置場等の状況等より、改良土の品質に関して十分な管理体制が存在すること。

7. 安定した品質の製品を製造するための設備として、製品を粒度調整する設備及び、原材料と改良材を混合、攪拌する設備を常設していること。(スケルトンバケットを装着した掘削機械及びその他の掘削、運搬車輛等によるもの並びに手作業によるものは、前記設備として認めない。)

8. 改良土の現場での使用にあたっては、下記の改良土の施工管理基準を満たすこと。

試験項目		基準	備考
施工管理	現場 C B R 試験	9% 以上	(JIS A1222)
	土研式貫入試験	13回以上	N 40 / 4 (舗装試験法便覧)
	締め固め度	90% 以上	d / d <sub>max</sub> (JIS A1214)

施工面積 (1 次本復旧面積) が 1,000m<sup>2</sup> を超える場合は 1,000m<sup>2</sup> ごと及びその端数につき 1 回試験を行う。1,000m<sup>2</sup> 以下の場合も 1 回行う。

9. 工場の所在地が大阪市内であること、又は大阪市外縁部から概ね 10 km 以内であること。

### 土壌溶出量試験

試験項目	条件	試験方法
カドミウム	0.01mg/l以下	JIS K 0102 55
全シアン	検出されないこと	JIS K 0102 38 ( JIS K 0102 38.1.1に定める方法を除く。 )
有機リン	検出されないこと	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は JIS K 0102 31.1(1998)に定める方法のうち、ガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	0.01mg/l以下	JIS K 0102 54
六価クロム	0.05mg/l以下	JIS K 0102 65.2
ヒ素	0.01mg/l以下	JIS K 0102 61
総水銀	0.0005mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1, 2 - ジクロロエタン	0.004mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
1, 2 - ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.006mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.01mg/l以下	JIS K 0102 67.2又は67.3
フッ素	0.8mg/l以下	JIS K 0102 34.1又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ホウ素	1mg/l以下	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 4 - ジオキサン	0.05mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

出典：土壌の汚染に係る環境基準：平成3年8月23日環境庁告示第46号（最近一部改正 平成30年）

(表 - 2)

環境基準試験

(土壌1kgにつき)

試験項目	条件	試験方法
カドミウム及びその化合物	150mg以下	JIS K 0102 55
六価クロム化合物	六価クロム 250mg以下	JIS K 0102 65.2
シアン化合物	遊離シアン 50mg以下	JIS K 0102 38
水銀及びその化合物	水銀 15mg以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	セレン 150mg以下	JIS K 0102 67.2又は67.3
鉛及びその化合物	鉛 150mg以下	JIS K 0102 54
ヒ素及びその化合物	ヒ素 150mg以下	JIS K 0102 61
フッ素及びその化合物	フッ素 4,000mg以下	JIS K 0102 34.1又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ホウ素及びその化合物	ホウ素 4,000mg以下	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

出典：土壌汚染対策法施行令：平成14年11月13日政令第336号